

平成 3 1 年度

施政方針

(付 提出議案説明)

光 市

目 次

1	はじめに	1
2	予算の大綱	5
3	施策の概要【総合計画の基本目標に基づく施策】	
	(1) 基本目標 1	
	「限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち」	7
	(2) 基本目標 2	
	「ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち」	9
	(3) 基本目標 3	
	「安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち」	11
	(4) 基本目標 4	
	「自然と都市が潤いゆたかに調和したまち」	13
	(5) 基本目標 5	
	「産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち」	15
	(6) 基本目標 6	
	「市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち」	17
4	むすび	19
	(附属資料)	
	提出議案説明	21

施政方針

はじめに

平成31年度予算案並びに諸議案の提出にあたり、市政運営に臨む私の所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年の12月に、京都大学特別教授の本庶佑さんがノーベル医学生理学賞を受賞されました。本庶さんの父、正一さんが、昭和の後半に光市立病院の院長を約10年間務めておられたご縁もあり、私は予てから本庶さんのノーベル賞受賞を公言しておりましたが、夢が現実になったことに、改めて光市民を代表してお祝い申し上げます。

いつの日か光市にお立ち寄りいただき、お父様ゆかりの新光総合病院をご覧いただくとともに、光市の子どもたちにご自身の大きな夢や希望を語っていただきたい。甚だ勝手ながら、このような思いを膨らませているところであります。

さて、本庶さんは、ストックホルムのノーベル博物館を訪れた際に、「有志竟成(ゆうしきょうせい)」という座右の銘を揮毫した色紙を寄贈したそうであります。「有志竟成」とは、「志を曲げることなく堅持していれば、必ず成し遂げられる」という意味で、まさに研究のプロフェッショナルとしての矜持を表す言葉と言えます。

私もこの言葉をしっかりと胸に刻み、誰もが「幸せ」や「満足」を実感できる「ゆたかな社会」へと、強い決意と信念を持って突き進んでいく所存であります。

持続可能な開発目標（SDGs）

皆様もご承知のとおり、「ゆたかな社会」への道りを示す光市のマスタープランは「第2次総合計画」であります。世界193か国が加盟する国際連合にも「総

合計画」があることをご存じでしょうか。それは2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」、通称 SDGs（エス・ディ・ジーズ）であります。

SDGs は、「誰一人取り残さない社会」を実現するための国際社会全体の共通目標で、わが国においても、企業や団体、NPO、行政などが普遍的課題に連携して取り組むための土台とするため、また、客観的な分析によって政策課題を明確化し、地方創生を推進していくための手段とするため、国が中心となって普及や利活用に向けた取組みが盛んに進められているところであります。

SDGs は先進国、発展途上国を含めた全世界共通の目標であるため、地方で暮らす私たちが想像しづらい地球規模の問題も含まれておりますが、その根底には、子育てや教育、自然環境の保全、安全・安心など、本市がまちづくりの基本とする3つの都市宣言の理念もはっきり見ることができます。

いずれにしても、“Think Globally. Act Locally”、「地球規模で考え、足元から行動せよ」という先人の言葉が思い起こされます。まち全体にやさしさがひろがる「ゆたかな社会」を実現するため、今後、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す SDGs の理念にも注目をしてまいりたいと思います。

次なる災害に備える

しかしながら、「ゆたかな社会」に向かう私たちは、今、大きな試練に直面していると言わざるを得ません。

黒い土に深く埋もれた線路、鋭くえぐれた河川堤防、泥水に漬かった幾棟もの家屋、高く積みあがったごみの山。昨年の豪雨被害の光景は、復旧への強い決意とともに私の脳裏から決して離れることはありません。加えて、いつ何時発生するか分からない地震などの自然災害への備えや、昨年の猛暑に代表される気候変動への対

応。誰一人取り残さない、安全で強靱な都市の実現は、SDGs の一つに掲げられる世界共通の目標であります。本市においても市民生活の安全・安心を早急に立て直し、次なる災害に備えていくことが喫緊の課題となっております。

こうしたことから、本市では、昨年度来、災害復旧事業をはじめ安全・安心の確保のための補正を重ねるなど、機動的で切れ目のない予算対応を進めてまいりました。新年度予算では、次なる災害への備えと市民生活の安全・安心の確保のために、市内各所の災害復旧事業や小規模治山事業、小中学校施設への空調施設整備事業などの繰越し分も含め、避難所の環境改善や非常物資の分散備蓄、島田川洪水ハザードマップの作成、本庁舎における防災機能の整備に向けた基本構想の策定など、全30事業、総額28億2,000万円を計上したところであります。

支え合い、助け合うまち

一方、豪雨災害を経て、私の心に深く刻まれた思いがあります。それは、炎天下、被災した方々のためにボランティアの皆さんが流した多くの汗や、ふるさと納税等を通じて寄せられた心温まる数々のご支援など、光市を包む絆の底力であります。

経済学者の暉峻淑子（てるおか いつこ）さんは、著書「豊かさの条件」の中で、「安心の支えなしに人間社会は成り立たない」と指摘し、「安心とは、互助的な共同部分が社会の根をしっかりと支え、私達の社会が助け合える社会であることを人々が信じていることではないだろうか」と述べておられます。ボランティアの皆さんの助け合いの精神や全国津々浦々に広がった支援の輪は、まさに本市がお互いに支え合い、助け合うまちであることを如実に物語っているのではないのでしょうか。

科学的知見や様々な教訓を踏まえて進めるハードとソフト両面からの安全対策を、市民の主観的な感情である「安心」に昇華させるのは大変難しいことですが、災害を機に結ばれた絆の力を目の当たりにする中で、私たちのまちには、そのための素

地が十二分に整っていることを強く実感しているところであります。

「ふるさとの一日でも早い復興を願っています」、「一日でも早く皆さんが笑顔になれますように」、「心の故郷です。頑張れ光市！」。「安全・安心都市宣言」のまちとして、全国から寄せられた励ましの声をエネルギーに、必ずや皆様方とともに安全・安心に支えられたまちを創り上げてまいります。

まちづくりは後半のステージへ

早いもので、「第2次総合計画」は、本年度、計画期間5年間の中間年を迎えます。一方、私に与えられた4年間の任期も折り返しを過ぎ、まちづくりは既に後半のステージに突入しております。

まさに今が、理想とする「ゆたかな社会」への歩みをより力強く、揺るぎないものに変えていくための正念場だと考えております。喫緊の課題である「安全・安心」の確保に加えて、更なる先をも見据えつつ、「第2次総合計画」に掲げる「光・未来創生プロジェクト」の具現化に全力を尽くしてまいります。

人口減少社会を見据えた集約型都市の設計図となる「立地適正化計画」や「光駅周辺地区拠点整備」につきましては、昨年度の成果を踏まえ、次のステップに移行します。未就学児に対する「子ども医療費助成事業」の所得制限撤廃や昨年度すべての市立小中学校に導入した「イングリッシュプラン光」の拡充など、次世代に目を向けた取組みも進めてまいります。このほか、広報・シティプロモーション推進室を中心に、これまでも増して、まちの知名度向上に果敢に取り組んでまいります。

以上、本年度の市政運営に臨む、私の所信の一端を申し上げてまいりましたが、「ゆたかな社会」とは、「有志竟成（ゆうしきょうせい）」という言葉のごとく、チーム光市が志を一つに歩み続けた先に拓ける未来であり、そこに近道はありません。

議会をはじめ市民の皆様方には、それぞれの立場からまちづくりにご参画いただきますとともに、市政に力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算の大綱

それでは、本市の平成31年度予算案について、ご説明申し上げます。

平成31年度予算は、「第2次総合計画」の目指すべきまちの将来像「ゆたかな社会」の実現に向け取り組んできた「基本目標」や「光・未来創生プロジェクト」に掲げた政策が集大成へ向けての軌跡を紡ぐ予算となります。

一方で、本市の財政状況は、国内では景気回復の兆しが見えつつも、依然、市税収入は上昇の兆しを見せず、加えて昨年の災害からの復旧に資するため財政調整基金を取り崩しその財源に充当したため、厳しい財政状況にあると言わざるを得ません。このため、災害からの復旧、「第2次総合計画」に掲げる事業を推進していくためには、限られた財源の有効活用が喫緊の課題であり、これまで以上に事業を厳選し、真に必要な事業へ集中的に財源を配分することで予算を編成してまいりました。

もとより、一般財源の歳入規模に見合う財政構造への転換を計画的に推し進めるための、一般財源配分方式も導入から3年目を迎え、全職員が、限りある財源を、市民のため最も必要な事業に有効的に活用するという意識のもと予算編成に取り組んだところであります。

この結果、一般会計の予算規模は、対前年度当初比8.7%減の199億9,000万円といたしました。

特別会計は、対前年度当初比5.9%減の133億6,147万6,000円、また、水道事業会計は、18億9,360万円、病院事業会計は、82億5,399万2,000円、介護老人保健施設事業会計は、5億479万1,000円といたしました。

平成30年7月豪雨を受けて

本市は、未曾有の大災害となる平成30年7月豪雨災害を受け、多くの市民にご心配をおかけしました。こうした中、多くの「やさしさ」に背中を押され、市民一人ひとりが災害復旧へ向けて、力強い一歩を踏み出しました。この思いに呼応すべく、平成31年度予算においては、安全・安心をキーワードに災害の強靱化に対して予算を重点的に配分したところです。

「次なる災害に備える」。災間に生きる私たちは、この教訓から学んだことを迎えるべき次の災害のために準備を進めなければなりません。本年度の予算は、災害時も含めた防災拠点となる本庁舎において、地震のみならず、風水害等、様々な災害に備えるために必要な施設・機能の強化に向けた基本構想の策定をはじめ、地域の防災・減災対策として、発電機や投光機などの施設備品から、保存食や紙おむつ、救急セットといった生活物資まで災害時における避難所の環境を「地域防災計画」に基づき、きめ細やかに整備いたします。併せて、7月豪雨災害の際、通行止めにより進入できなかったスポーツ公園防災倉庫から、新たにあいぱーく光に防災倉庫を移転・設置、併せて被災した三井地区・島田地区・周防地区にも防災倉庫を設置することとしました。また、避難行動を円滑かつ迅速に進めるため、市民への緊急避難場所の周知は喫緊の課題であり、昨年の緊急避難所への表示板設置に続き、本年度は公園やグラウンドなどの緊急避難場所への表示板設置を行います。

この他、自主防災組織の設立や防災資機材整備、防災訓練などの支援、防災士育成補助、自主防災組織リーダー研修会等の事業については、引き続き実施し、地域における防災力の更なる強化に努めます。また、島田川氾濫の教訓から、災害予測の判断基準となるハザードマップについては、県の洪水浸水想定区域の公表に伴い、住民の意見を参考とした新たな島田川洪水ハザードマップを作成するための準備にも着手いたします。また、作成後10年を迎える本市ホームページのシステムをク

ラウド化することで、災害時でもホームページを閲覧、情報更新が可能となるように更新するとともに、スマートフォン等多様なデバイスにも対応できるよう全面的なリニューアルを行います。

限られた財源の中、本当に市民に安心いただける災害施策を充足することは簡単ではありませんが、災間を生きる私たちが、この災害から学んだ助け合いの心、すなわち「市民力」は、本市のまさに「隠れた予算」であり、こうした機会にこれを得られたことは災害への強靱化にとって最も価値あることだと感謝しています。

施策の概要

それでは、平成31年度の主な施策の概要につきまして、本市が目指す将来像「ゆたかな社会」を実現するための目標として「第2次総合計画」に掲げる、6つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の1番目は、「**限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「地域の活性化のために」では、地域コミュニティ体制の整備や市民活動団体の育成強化を進めてまいります。

現在、コミュニティセンターの一部では、老朽化が進み維持管理にご心配をおかけしています。しかしながら、地域コミュニティ活動拠点となるコミュニティセンターは、地域自治実現のため欠かすことのできない必要な場所です。一方で、新たな建設や大規模改修には多額の費用を要するため、これらの問題の解決に向け様々な手法を検討してまいりました。このたび、大和地域における東荷・塩田コミュニティセンターを近接する小学校施設の一部を活用し、小学校との複合化を進めてま

います。

また、市内各地域では地域自治の実現を目指し、コミュニティプランの策定が進められ、6つの地域においてプランに基づいた様々な取組みがなされています。高齢化が進む中山間地域のコミュニティプランの履行・実現のためには地域を担う人材育成が課題であり、そのため、昨年度、東荷地域に配置した「地域おこし協力隊」の精力的な活動は、地域に新たな活力を与えています。本年度は、東荷地区に着任した隊員の活動を支援するとともに、中山間地域を対象に受け入れ体制の整備と隊員の確保を進めてまいります。

次に、重点目標2「市民力向上のために」では、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興、さらには人権尊重社会や男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めてまいります。

図書館と関係機関が連携し、「おっぱい都市宣言」のまちとして子どもの誕生を祝い、幼いときから本に親しみ読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、子どもの健全な成長を図るため、乳児に絵本を配布する「ブックスタート事業」を実施します。また、4月には新たな「図書館大和分館」が開館いたします。これまで以上に市民の皆様が親しまれる施設となるよう工夫を凝らしてまいります。

伊藤公資料館では、おかげをもちまして明治維新150年事業として、平成27年度から取り組んでまいりました「伊藤ドラマ」を盛大に終えることができました。今後も引き続き伊藤公の遺徳を後世に伝え、また初代内閣総理大臣の生誕地を広く内外に発信するとともに、伊藤公の調査・研究施設として伊藤公資料館シアターホール映像を新たに製作し、市内外から人を呼び込む施設として更なる進化を遂げてまいります。

「ビーチラン Hikari」では、白砂青松の美しい海岸を利用した本市ならではのス

ポーツイベントとして、市内外の参加者にも徐々に人気浸透してまいりました。開催にあたりましては、より多くの人に親しまれ、楽しんでもらえる魅力ある大会となるよう走路の安全確保とともに、競技を行ううえでの設備の充実に努めてまいります。

人権施策の推進では、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、本年度は県の委託事業により、関係機関と連携を図りながら「人権を考えるつどい」を開催し、人権意識の高揚に努めてまいります。また、男女共同参画の推進につきましては、「第3次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを引き続き進めてまいります。本年度は、職場や家庭などにおける女性の活躍をテーマに座談会を開催し、女性が活躍する社会の実現を目指します。

基本目標の2番目は、「**ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「安心して子どもを産み育てるために」では、「おっぴい都市宣言」のまちにふさわしく、結婚・出産、保育・幼児教育の充実等、安心して子どもを産み育てる体制を支援してまいります。

乳幼児医療費助成制度では、これまで義務教育修了年次である中学校3年生までの通院医療費及び小学生から高校生までの入院医療費の無料化を実施してまいりました。本年度新たに多くの子育て世代からご要望いただいております就学前までの児童を養育される家庭の所得制限の撤廃に踏み切ることとしました。これにより子どもの医療分野における更なるセーフティネットの強化を進め、本市で暮らす親子がより安心して医療を受けられる体制の充実に努めます。

次に、事業開始以来、多くの子どもたちの成長に寄与しています「未来のパパママ応援事業」ですが、市内で学ぶ中学生が赤ちゃんとふれあうことで命の尊さ、父母への感謝の心を育むこの事業は、多感な中学生のところにやさしさを注ぎ込む貴重な体験となっています。この体験をこれまで以上に多くの中学生に経験させるため、指定校に加え、希望する学校に対しても実施できるよう事業を拡充し「おっばい都市宣言」のまちにふさわしい事業へと深化を進めてまいります。

子ども相談センター「きゅっと」は、子育てに関するワンストップの総合窓口として、開設以来、高い評価をいただけてきました。これまで以上に「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を果たすべく、本年度はペアレントトレーニング実践のための環境を整えるなど支援体制の強化をすすめます。

次に、重点目標2「人間性を育み可能性を高めるために」では、夢と希望にあふれ未来へ輝く『光っ子』の育成のため、確かな学力を育む教育の推進や地域ぐるみによる教育の推進等に取り組んでまいります。

特別支援教育の推進につきましては、本市独自の光っ子教育サポート事業として、教員免許を有する「光っ子サポーター」21名を小中学校に配置し、特別な配慮を要する児童生徒への支援を実施しております。本年度は新たに専門的な資格を有する「光っ子アドバイザー」を配置し、よりきめ細かな支援に取り組みます。

また、「イングリッシュプラン光事業」については、外国語教育の早期化及び教科化を見据え、子どもたちが英語に触れ合い慣れ親しむ機会の提供を、他市に先駆け実施してまいりました。いよいよ外国語教育の完全実施を次年度に控え、子どもたちが混乱することなくスムーズに授業へ溶け込めるよう、本市独自に小学校高学年のALT派遣授業時間を倍増させて学びのつながりを進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、トイレの洋式化を主体とした学校トイレの環境改善に継続的に取り組めます。本年度は、室積小学校、光井小学校、三井小学校の

3校のトイレ改修工事を実施するとともに、浅江中学校の改修工事に向けた実施設計を進めてまいります。また、学習用コンピューターの更新に合わせ、小学校にはタブレット型、中学校にはデスクトップ型コンピューターを各学校1クラス程度の台数に増加し、子どもたちのICT環境の整備を行ってまいります。

基本目標の3番目は、「**安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「心ゆたかに暮らすために」では、多世代交流の促進や健康づくりの推進を図り、併せて障害者が自立し、暮らしやすいまちづくり、地域医療体制の充実を図ってまいります。

これまで多くの来庁者からご要望いただいた市役所本庁舎のトイレ洋式化を一定数改築し、市役所を利用される市民の皆様の利便性の向上を図ります。

次に、風しん予防対策につきましては、抗体保有率の低い世代の男性に対し、抗体検査や予防接種を実施するとともに、妊娠を希望している女性等に対して風しん予防接種費用の助成を実施します。

健康づくりの推進としては、守られるべき大切なひとつの命を全力で救うため、国の指針に基づき、「自殺対策計画」を策定してまいります。

また、市民が自主的に健康管理の習慣化や生活習慣の改善を促す取り組みとして、「セルフチェック応援事業」を展開しておりますが、本市オリジナルの健康記録帳を作成し、市民に配布し活用いただくことで、健康の自己管理の一助とします。

生活支援体制整備事業では、地域支援団体や企業等の多様なサービスを担う事業主体と連携し、組織的に高齢者の生活支援体制の整備に努めてまいりました。本年度は、これまでの伊保木や中島田地区等の4地区に、新たにもう2地区を加え、高

高齢者が心ゆたかに暮らせるまちづくりに向け、体制の強化を図ってまいります。

また、今後の高齢者施策を切れ目なく提供するため、今後改定となる新たな「第8期介護保険事業計画」を策定するための基礎資料とするため、高齢者の日常生活圏域ニーズ調査を実施いたします。

介護予防・認知症予防施策といたしましては、引き続き、住民主体の通いの場での「いきいき百歳体操」の拡大や各地区の「ふれあい・いきいきサロン」への看護師の派遣回数を要望に呼応し増加させる等の支援強化を進めます。

また、新たに協働事業提案制度により、モデル地区におけるアドバイザー支援のもと、地域住民や医療・介護関係者、認知症支援者等が一体となった合同ワークショップを開催し、正しい知識を修得することによる認知症への偏見の解消や対応力の向上を目指し、認知症の人やその家族をささえる「わ」の拡大と醸成を図ります。

地域の急性期医療の中核病院の役割を担う施設となる新光総合病院が、5月にはいよいよ開院を迎えます。これまで患者満足度の高い施設、質の高い医療を提供できる施設、安全・安心で環境に優しい施設を目指し、一步一步足元を踏みしめながら着実に事業を進めてまいりました。開院後は、良質で安全、心温まる医療を提供し、市民の皆様に信頼される病院となるよう誠心誠意努めてまいります。

また、大和総合病院につきましても、引き続き、回復期・慢性期医療を担う病院としての役割を果たせるよう必要な医療機器の更新等、機能の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業は、制度改革にともない県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担い、昨年度より保険税につきましても、県が割り当てる国保事業費納付金の納付額確保に見合う税率設定としたところです。

本市では、国民健康保険基金を活用し、平成28年度から2年間限定の税率引下げを平成30年度も継続実施してきたところですが、本年度も税率引下げを継続い

たします。また、生活習慣予防を目的とする特定健診受診率向上戦略の一環として、本年度は自己負担の無料化を実施し、被保険者がより健診を受けやすい環境を整えます。

次に、重点目標2「安全・安心に暮らすために」では、冒頭申し上げましたとおり、平成30年7月豪雨からの学びを後世に引き継ぐため、地域における防災・減災対策の強化や、暮らしを守る安全・安心社会の実現のための施策を積極的に進めました。

また、近年、深刻化している空き家につきましては、対策を総合的且つ戦略的に推進する「空家等対策計画」を策定するため、本年度は空き家件数や老朽度などの実態調査に取り組みます。消費生活の安全・安心の確保につきましては、市民が安全で安心な消費生活を過ごせる環境づくりを推進するため、引き続き消費生活相談員の資質向上や、消費生活センターの機能強化に取り組んでまいります。

その他、消防・救急体制の充実では、一分一秒を争う消防・救急活動を強化するため、平成29年度に運用を開始した高機能消防指令システムの安定的な稼働環境を維持するため計画的な保守業務を実施し、住民からの緊急通報に迅速かつ的確に対応いたします。また、これまで消防本部は東日本大震災や熊本地震等に緊急消防援助隊として隊員を派遣してまいりました。今後も本市のみならず被災地に対して「やさしさ」や「絆」を届けられるよう「常に備えよ」の消防精神に基づき、大規模災害に対応可能な資機材搬送車を整備いたします。併せて、消防団においては、第2分団の小型動力ポンプ積載車の更新や、防火衣をはじめとする資機材等を各分団に計画的に配備し、消防活動体制の充実を図り、地域における安全・安心の確保にも努めます。

基本目標の4番目は、「**自然と都市が潤いゆたかに調和したまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「自然を守り育てるために」では、「自然敬愛都市宣言」の理念の継承を進め、低炭素社会や循環型社会の構築に努めてまいります。

「第2次環境基本計画」の後期リーディングプロジェクトに掲げるLED照明の普及促進を図るため、省エネ生活普及促進事業では、地球温暖化の原因である二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の抑制に向け、LEDを中心とした省エネ設備の普及を目指した「エコライフ補助金」を、本年度も引き続き実施いたします。

環境「まなび」推進事業では、昨年、好評いただいた小学生を対象とした「ひかりエコくらぶ」を引き続き実施し、次代を担う子どもたちの自然を敬愛する心や自然と触れ合うことによる豊かな感性を育みます。また、新たに中学生を対象とした「(仮称)ひかり環境未来塾」を開講し、中学生の目線で、様々な環境問題について学ぶ機会を提供します。

下水道事業においては、平成32年4月からの公営企業会計への移行に向け、計画的に準備を進めているところであります。本年度は、移行が遅延無くかつ円滑に行えるよう専門業者の支援を受けながら、公営企業会計適用に係る条例の制定や、会計システムの運用等、多岐にわたる事務の調整を着実に進めてまいります。

また、し尿の受入れを休止している深山浄苑については、再稼働を目指す一方で、安定した処理体制の構築に向け、し尿等の下水道による処理の共同化について調査等を進めてまいります。

次に、重点目標2「快適に暮らすために」では、時代にあった都市づくりに向けた新たな計画の策定、時代の変化に対応するべく公共交通ネットワークの再構築、更には市民に安心でおいしい水を届けられるよう努めてまいります。

3年目を迎える立地適正化計画策定事業は、人口が減少する中においても、生活利便性が高く、持続的に成長する都市の実現に向けて、都市づくりの新たな仕組みとなる計画を作成するものであり、本年度は居住誘導区域や誘導施策を検討してま

いります。

光駅拠点整備基本計画策定事業では、本市の玄関口にふさわしい都市空間の創出を図るため、「光駅周辺地区拠点整備基本構想」の具体化に向けて取り組みます。本年度は、駅舎も含めた南北自由通路及び南北駅前広場等の整備に向けた基本計画の策定に着手します。また、民間事業者等の有する知識やノウハウ等、様々なアイデアやニーズを整備に活かしていくため民間活力の活用に向けた調査・研究を行います。

岩田駅周辺地区では、大和地域の新たな拠点となる「大和コミュニティセンター」がいよいよ供用開始となります。これに併せアクセス道となる市道の整備を引き続き進めてまいります。また、平成33年度の完成を目指し、隣接地へ併設される市営住宅及び県営住宅の建設工事にも着手いたします。

民間バス運行助成事業では、市民の皆様の利便性を高めるため、本年度から、防長バスの光駅と島田駅構内への乗り入れを開始するとともに、本年5月の新光総合病院の開院にあわせ、新たな交通アクセスを確保することとし、「ひかりぐるりんバス」に加え、室積・光井方面からはJRバスが、また、周防・三井・上島田方面からは防長バスが、それぞれ新病院への乗り入れを行うなど、市内バス路線の再編を図ってまいります。

塩田地区における井戸の水量不足や水質悪化による飲料水を、将来にわたり安全な水として安定的に供給するためには、上水道整備が必要であるとの判断のもと、配水管の布設整備に着手し、年度内の完成を目指します。

基本目標の5番目は、「**産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「生き生きと働くために」では、農林水産業及び商工業の振興を図るとともに、雇用環境の整備や、本市での創業を積極的に支援してまいります。

まず、10月に予定されている消費税率の引き上げにあわせ、地域経済を下支えするため、国が定める購入者に対し、25%のプレミア率を付した「プレミアム付き商品券」を発行いたします。

農業の振興では、6次産業化による新たな特産品の開発と、商品化を目指し、引き続き、農林漁業者による地元産農林水産物の新たな価値の創出を目的とした機械や設備の導入に対し支援してまいります。また、近年、本市が抱える諸課題の一つである有害鳥獣対策につきましては、鳥獣被害の抑制に向け、防護柵や電気柵設置等に対する助成の対象商品を拡大するなど、支援制度の改善を図ってまいります。

林業の振興では、荒廃した森林の整備促進を図ることを目的に創設された森林環境譲与税を活用し、本年度は、森林所有者に対し適切な森林管理についての意識啓発を図るとともに、今後の森林管理に係る財源を確保するため、新たな基金を設立いたします。

水産業の振興では、室積海岸背後地の安全・安心を確保していくため、引き続き、海岸保全施設整備事業を実施するとともに、新規漁業就業者の経営自立化に向けた支援や、水産業の6次産業化に向けた取組みを進めてまいります。

商・工業等の振興では、中小企業者の創業や新規出店をさらに促進するため、「事業所設置奨励制度」の見直しを図り、対象要件を拡大するなど、中小企業への支援を強化してまいります。また「光ブランド創出事業」の展開により、商品名に「光」を入れた土産品や特産品のPRと販売開拓を図るため、事業者が展示会等へ参加する経費の一部を助成してまいります。

次に、重点目標2「人が行き交い、にぎわうために」では、観光の振興による交

流人口の拡大を図り、シティプロモーションの更なる推進により、移住促進と定住支援に努めてまいります。

企業と連携したまちのPRとして、大王製紙株式会社の紙おむつイメージキャラクター「ハグ〜ン」とコラボレーションし、「おっばい都市宣言」のまちとしての認知度の向上に努めるとともに、新たな命の誕生をお祝いするため、0歳から1歳の子どもたちに共同制作の「おむつケーキ」を贈呈いたします。また、本市の魅力をふんだんに盛り込んだ「女子旅」を企画します。参加者がまちの自然や風景をはじめとした旅の思い出をフェイスブックやインスタグラムなどのSNSに掲載いただくことにより、まちが醸し出す様々な表情を全国に発信してまいります。

観光の振興と交流の促進につきましては、「観光アクションプラン」の具現化に向け、引き続き、本市の特色を活かした施策の検討を進めるとともに、「光ブランド創出事業」などとの一体的な取組みにより、光の名前をはじめ、魅力ある土産品や特産品などの情報発信を強化してまいります。

移住促進と定住支援につきましては、県と連携し、東京圏から本市に移住し、就業又は創業した方に対し、移住に必要な費用を助成するなど、都会から本市への移住を促進してまいります。また、既存事業である市有地活用型定住支援事業については、今年度から、子育て世帯を対象に、子どもの数に応じて助成額を加算する仕組みを新たに設けるなど制度の拡充を図ります。この他、移住施策に係る庁内プロジェクトチームを組織し、移住の実現のための「住まい」「仕事」「子育て」といった多岐にわたる事業の情報を共有し、連携を図りながら、移住希望者に選ばれるまちとなるための効果的な移住施策を検討してまいります。

基本目標の6番目は、「**市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「市民参画による都市経営のために」では、引き続き市民の皆様と積極的に対話を重ねるとともに、市民との協働によるまちづくりを推進し、市民満足度の向上を目指した「おもてなしの心」によるサービスの推進を図ります。

これまでも中学生、高校生との市長による「まちづくり特別授業」を通じて、本市の目指すまちづくりや将来像などの共有を図ってまいりましたが、「第2次総合計画」の中間年となる本年度は、「ゆたかな社会」の実現に向けた歩みや課題をより多くの人と共有し、行政と市民が相互の理解を深める機会とするため、「市民対話集会」を開催いたします。

昨年度から、行政サービスの向上と効率的な行財政運営のため、4市1町の連携により取り組んだ基幹業務系共同利用型クラウドシステムにつきましては、順調に稼働しております。本年度は昨年の7月豪雨災害での教訓を生かし、バックアップ回線を追加し、外的な要因による回線切断により本市の窓口業務が停滞しないよう冗長化を図り、強固なシステムを構築してまいります。

次に、重点目標2「持続可能な都市経営のために」では、地方創生の実現のため行政基盤・財政基盤の確立に努めてまいります。

行政基盤の確立につきましては、「第3次行政改革大綱」の基本理念「人口減少社会に対応した新たな行財政運営」に基づき、市民等との協働や、市民ニーズに対応した行政サービス等、市民に信頼いただける市政運営を目指し、大綱に掲げた行財政改革の着実な推進を図ります。

人材育成では、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう「人材育成基本計画」に基づき、職員の資質や専門性の向上に努めてまいります。本年度は、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス・ラインケア研修の充実を図るとともに、引き続き研修メニューや専門研修を計画的に実施してまいります。

また、新たな職員雇用制度である会計年度任用職員制度の導入に向けた準備とし

てシステム改修等を行います。

公共施設マネジメントにつきましては、「公共施設等総合管理計画」に基づき事業を推進しているところですが、本年度は、学校施設等の長寿命化計画の策定に着手するほか、引き続き、上島田住宅など老朽化した市営住宅の解体等に計画的に取り組みとともに、移転新築した旧大和コミュニティセンターの解体などを実施します。併せて、施設の所管部署における個別計画の策定などによる施設の長寿命化や管理運営の適正化に随時取り組み、全庁的なマネジメントの進捗に努めてまいります。

財政基盤の確立では、一般財源の規模を基本とした基金に依存しない財政構造への転換を図るため、一般財源配分方式を本年度も実施いたしました。また、平成30年7月豪雨災害により、年度間の財源調整の役割を担う財政調整基金を大幅に取り崩したことから、安定的な財政運営のため基金の確保に努めます。今後とも、安定的な財政基盤の確立のため、「第3次行政改革大綱」に掲げた取組みを推進してまいります。

むすび

昨年の11月から12月にかけて、市内三つの高校で「まちづくり特別授業」を行い、まちづくりのキーマンとなる高校生の皆さんに、本市のまちづくりの考え方や大きな課題となっている人口問題、さらには、総合計画に掲げる「光・未来創生プロジェクト」のことなど内容の濃いお話をさせていただきました。

授業の締めくくりとして、私から生徒の皆さんに三つのミッションを授けましたのでご紹介したいと思います。

一つ目は、積極的に地域と関わり、新たな魅力や課題を見つけること。

二つ目は、自分の得意分野を伸ばし、その力を光市で発揮すること。

そして三つ目は、「ゆたかな社会」になった光市を見届けることでもあります。

このミッションに対して、生徒の皆さんからは「若い私たちが、今、求められていることを知ることができた」、「大人になった時、少しでもこの光市に貢献できるように、今はしっかりと勉強したい」、「まちづくりのキーマンであることを自覚し、日々の学校生活を努めていきたい」などの反応があり、私は、取組みの成果に大きな手応えを感じたところであります。

こうした若者に、どのような財産を遺してあげられるのか。どのような夢を託すのか。それを考え、準備を重ねていくことが、今を生きる私たちの大切な使命ではないでしょうか。

引き続き、直面する課題にしっかりと向き合い、「第2次総合計画」の具現化に全力を尽くすことで、私たちは未来への責任を果たしていく所存であります。議会をはじめ市民の皆様の方強いご支援とお力添えを心からお願い申し上げます。

提出議案說明

提出議案説明

続きまして、各議案について、御説明申し上げます。

議案第1号の一般会計予算は、ただ今、御説明申し上げたとおりであります。

続きまして、議案第2号から議案第5号までの特別会計予算について、御説明申し上げます。

国民健康保険会計は、保険給付費の伸びを、対前年度当初比で5.1%減と見込みました。

下水道事業会計は、平成30年度の累積赤字の解消見込みに伴い、一般会計繰入金を大幅な減とするほか、公債費の減などにより、対前年度当初比で29.4%減となりました。

介護保険会計は、保険給付費の伸びを、対前年度当初比で2.3%増と見込みました。

後期高齢者医療会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、対前年度当初比で1.7%増となりました。

議案第6号、平成31年度光市水道事業会計予算は、業務予定量を給水戸数2万2,207戸、総給水量を906万3,000立方メートルと見込んで編成いたしました。

議案第7号、平成31年度光市病院事業会計予算は、1日平均入院患者数を396人、1日平均外来患者数を495人と見込んで編成いたしました。

議案第8号、平成31年度光市介護老人保健施設事業会計予算は、1日平均入所者数を69人、1日平均通所者数を22人と見込んで編成いたしました。

議案第9号、光市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例は、大和コミュニティセンターの供用開始に伴い、光市営バスの運行路線を変更しようとする

ものであります。

議案第10号、光市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は、昨年度からの2カ年で建設してまいりました大和コミュニティセンターの供用開始に伴い、必要な改正を行うとともに、関係条文の整理を行おうとするものであります。

議案第11号、光市情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第12号、光市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、公平委員会事務を山口県市町総合事務組合における共同処理に移行することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第13号、光市公平委員会設置条例を廃止する条例は、平成31年4月1日から、公平委員会事務を山口県市町総合事務組合における共同処理に移行するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第14号、光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めた職員の採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第15号、光市職員定数条例の一部を改正する条例は、公平委員会事務を山口県市町総合事務組合における共同処理に移行すること、並びに病院等事業における病棟数の増加及び病院機能を充実させることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第16号、光市職員団体の登録に関する条例を廃止する条例は、公平委員会事務を山口県市町総合事務組合における共同処理に移行することに伴い、同事務組合の条例に基づき職員団体の登録が実施されることとなるため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第17号、光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例は、公平委員会事務を山口県市町総合事務組合における共同処理に移行することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第18号、光市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、公平委員会事務を山口県市町総合事務組合における共同処理に移行すること等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第19号、光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、私の給料月額10%を平成31年4月分から平成32年3月分まで減額し、並びに副市長、教育委員会教育長及び水道事業管理者の給料月額3%を平成31年4月分から平成32年3月分まで減額しようとするものであります。

議案第20号、光市特別会計設置条例の一部を改正する条例は、平成30年度をもって墓園特別会計及び簡易水道特別会計を廃止するため、関係条文を整備しようとするものであります。

議案第21号、光市森林環境基金条例は、新たに本市の森林整備及びその促進に関する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置しようとするものであります。

議案第22号、光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格の拡大を行おうとするものであります。

議案第23号、光市介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料率の改定を行おうとするものであります。

議案第24号、光市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第 25 号、光市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例は、牛島地区に設置する「簡易水道」を、「飲料水供給施設」に事業形態を変更することに伴い、飲料水供給施設の設置及び管理に関する事項について、定めようとするものであります。

議案第 26 号、光市飲料水供給施設給水条例は、牛島地区に設置する「簡易水道」を、「飲料水供給施設」に事業形態を変更することに伴い、飲料水供給施設として給水を開始するにあたり、給水に係る料金等の必要な事項について定めようとするものであります。

議案第 27 号、光市立図書館条例の一部を改正する条例は、光市立図書館大和分室の大和コミュニティセンター 2 階への移転に伴う所在地の変更及び光市立図書館大和分館に名称を変更しようとするものであります。

議案第 28 号、光市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例は、山口県内 12 農業協同組合の合併により、新たに山口県農業協同組合が設立されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第 29 号、光市フィッシングパーク設置条例の一部を改正する条例は、フィッシングパーク光の開園時間の延長等により、施設利用者の利便性の向上を図ろうとするものであります。

議案第 30 号、光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例は、奨励制度の対象要件を見直し、有効期間を延長することにより、事業所設置の促進及び雇用の拡大を図ろうとするものであります。

議案第 31 号、光市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例は、建築基準法施行令の一部改正等に伴い、関係条文の整理を行おうとするものであります。

議案第 32 号、周南東都市計画特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例は、周南東都市計画特定用途制限地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、

良好な環境の形成及び保持をするため、当該地域における建築物の用途の制限を定めようとするものであります。

議案第 33 号、光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例は、技術士法施行規則及び、水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者に必要な資格条件を変更するため、必要な条文整理を行おうとするものであります。

議案第 34 号、光市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、光市立光総合病院が新築移転すること、及び医療法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第 35 号、光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、別号議案でお諮りしております副市長等の給料月額の一部減額に準じて病院事業管理者の給料月額の 3% を減額しようとするものであります。

議案第 36 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、養護老人ホーム秋楽園組合の解散に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び平成 31 年 4 月 1 日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の一部に本市及び光地区消防組合を加えること並びにこれに伴い同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議しようとするものであります。

議案第 37 号、山口県市町総合事務組合の財産処分については、養護老人ホーム秋楽園組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務から離脱することに伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議しようとするものであります。

議案第 38 号、市道路線の認定につきましては、光ヶ丘ソフトパーク内において、新光総合病院の建設に伴い整備する 1 路線を市道として認定しようとするものであ

ります。

議案第39号は、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、本市においても、財政的に有利な地方債である合併特例債の活用を可能とするため、光市・大和町 新市建設計画を5年間延長しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。